

令和7年3月28日

次世代育成支援対策及び女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

社会福祉法人 特別区社会福祉事業団

職員の仕事と生活の調和に資する環境づくりを進め、職員の心身の健康増進と職務意欲の向上を目指すとともに、女性が活躍できる環境の整備を行うため、次のような行動計画を策定する。

1 計画期間 令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間

2 内容

目標1：職員の仕事と生活の調和に資する環境づくり、および職員の心身の健康増進のため、業務の効率化を進め、時間外労働時間を削減する。

【対策】

令和7年4月～ 時間外労働発生の原因となる業務内容を分析する。

令和8年4月～ 分析結果に基づいて、検討会議体を中心として業務の効率化を進める。

目標2：職員の仕事と生活の調和のため、男性の育児休業取得率を前計画期間比で20%アップさせる。

【対策】

令和7年4月～ 育児に関する法人の制度を法改正に対応して整備するとともに、制度周知等により利用率の向上を図る。

令和8年4月～ 育児休業を取得することで、取得職員のキャリア形成および職場の業務遂行への影響を軽減する制度を整備する。

目標3：職員の心身の健康増進と職務意欲向上のため、年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間8日以上とする。

【対策】

令和7年4月～ 年次有給休暇の取得状況の把握・問題点の分析をする。

令和8年4月～ 分析結果に基づいて、各施設において計画的な年次有給休暇の取得を図る。

目標4：所長級および係長級に占める女性割合を30%以上にする。

【対策】

令和7年4月～ 女性職員に対して、所長級および係長級へのキャリア形成を促進し、女性が活躍しやすい職場風土の醸成のため、現認の女性所長級及び係長

級職員の事例を紹介する。

令和8年4月～ 多様な人材が活躍できるために、所長級および係長級として配置できる職務を増やす。

3 女性の活躍に関する情報公表（令和7年3月1日現在）

（1）労働者に占める女性労働者の割合

①全職員	：270人	男性159人／女性111人	（女性の割合41.1%）
②常用常勤	：176人	男性93人／女性83人	（女性の割合47.2%）
③有期常勤	：14人	男性7人／女性7人	（女性の割合50.0%）
④非常勤	：35人	男性19人／女性16人	（女性の割合45.7%）
⑤パートタイマー	：45人	男性40人／女性5人	（女性の割合11.1%）

（2）男女の平均継続勤務年数の差異

①全職員	：男性7.5年／女性8.1年
②常用常勤	：男性8.2年／女性8.2年
③有期常勤	：男性14.4年／女性9.4年
④非常勤	：男性7.3年／女性9.5年
⑤パートタイマー	：男性4.9年／女性1.6年

（3）労働者の一月当たりの平均残業時間

月平均3.7時間

（4）管理職（所長級）に占める女性労働者の割合

15人中 女性2人 （女性の割合13.3%）

（5）男女の賃金の差異（男性の平均賃金に対する女性の平均賃金の割合）

①全職員	：98.4%
②常用常勤	：84.5%
③有期常勤	：84.2%
④非常勤	：93.9%
⑤パートタイマー	：40.6%

※小数点第一位を四捨五入

※対象期間：令和6年度（令和6年4月1日～令和7年3月31日）

※常用常勤は派遣職員を除く

※賃金の総支給額で算定